（認定を受けた重要無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第三十条　法第八十九条の三において準用する法第七十六条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　［略］

二　重要無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の解散（消滅を含む。）に伴う変更

三　［略］

第七節　登録有形民俗文化財保存活用計画

（登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第三十一条　法第九十条の二第一項の規定による登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2　［略］

第三十二条　［略］

第三十三条　［略］

第三十四条　［略］

（現状変更の届出の特例の様式）

第三十五条　法第九十条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第三十六条　［略］

（認定を受けた重要無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第二十七条　法第八十九条の三において準用する法第七十六条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　［同上］

二　重要無形民俗文化財に係る法第八十七条第一項の保存に当たることが適当と認められる者の解散（消滅を含む。）に伴う変更

三　［同上］

第六節　登録有形民俗文化財保存活用計画

（登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十八条　法第九十条の二第一項の規定による登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十四号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2　［同上］

第二十九条　［同上］

第三十条　［同上］

第三十一条　［同上］

（現状変更の届出の特例の様式）

第三十二条　法第九十条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第三十三条　［同上］

［節を加える。］

第八節　登録無形民俗文化財保存活用計画

（登録無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第三十七条　法第九十条の十第一項の規定による登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十七号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（登録無形民俗文化財保存活用計画の記載事項）

第三十八条　法第九十条の十第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録無形民俗文化財保存活用計画の名称

二　登録無形民俗文化財の登録年月日

三　登録無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の名称

四　その他参考となるべき事項

［条を加える。］

（認定を受けた登録無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第三十九条　法第九十条の十一において準用する法第七十六条の十四第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　計画期間の変更

二　登録無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の解散（消滅を含む。）に伴う変更

三　前二号に掲げるもののほか、登録無形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

［条を加える。］